

## パブリックコメント実施結果について

阿賀野市地域防災計画（案）・阿賀野市水防計画（案）について、意見募集を行った結果、3名の方から22件のご意見をいただきました。

今回いただいたご意見の概要と、これに対する市の考え方を公表します。

### ○案件名

阿賀野市地域防災計画（案）【一般対策編】・【地震災害対策編】・【雪害対策編】  
阿賀野市水防計画（案）

### ○募集期間

平成25年1月15日（火）から平成25年2月4日（月）まで

### ○募集方法

市広報紙およびホームページに掲載し意見を募集しました。

### ○提出人数及び提出方法

提出方法	提出人数	意見数
窓口	2	18
電子メール	0	0
郵送	0	0
ファックス	1	4

※ご意見を反映し改めた阿賀野市地域防災計画・阿賀野市水防計画につきましては、阿賀野市防災会議の審議を経て公表いたします。

## 1 地域防災計画【一般対策編】

No.	提出いただいた意見の概要	市の考え方
①	<p>【第2章 第5節】P45（道路の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の危険箇所調査、危険の定義についてマニュアルの必要性があるのではないか。</li> <li>道路側溝に蓋のない所、用水路側にガードレールなどのない所など冠水時に人や車が落ちる危険性のある所も入るのか。</li> </ul>	<p>基準の必要はありますが、当計画上の記載はこのままでよいと考えます。</p> <p>冠水箇所については、全体を危険箇所として捉えており、対象となります。</p>
②	<p>【第2章 第7節】P47（土砂災害危険箇所等の把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国県からの情報に基づき…とあるが、市の調査も入れるべきでないだろうか。市内は、市も消防団などと危険箇所調査し、危険場所の発見につとめてはどうか。</li> </ul>	<p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定で、土砂災害警戒区域等の基礎調査は県で行い、指定は県知事が行うことになっています。このため、当計画上はこのような表現となります。</p>
③	<p>【第2章 第9節】P55（危険箇所の調査・周知）</p> <p>「…その調査を実施し」とあるが誰なのか。</p>	<p>当計画全般で主語が省略されている場合は、基本的に市になります。</p>
④	<p>【第2章 第21節】P85（救助体制の整備）</p> <p>湛水地の救助活動や捜索活動に川舟の利用も考えられる。所有者、隻数を把握し、協力体制をつくるべきか。河川公園利用者の水難に備えるためにも近くに川戸があり、舟が繫留されていれば助けられる場合もある。</p>	<p>P86「5 消防本部の対策（4）民間等による救急救助支援体制の確保」の記載を以下のように修正します。</p> <p>「…、地元業者等から、救助活動に必要な車両、船艇等及び操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努めるものとする。」</p>
⑤	<p>【第2章 第2節】P31（自主防災組織育成計画）</p> <p>市当局で各集落の自主防災組織の編成を強制的に義務化するべきと考えます。また1年ごとの再編成では非常に煩雑な作業となり、自治会や民生委員と連動した別組織の編成が必要と考えますので、検討をお願いします。現在高齢化が進む中でも、いろいろな経験を持つまだまだ元気な人達が多くいます。その人たちをおおいに活用してはどうか。</p>	<p>消防組織法に定める消防団や水防法に定める水防団とは異なり、自主防災組織はあくまで任意の組織であるため、義務化は出来ません。</p> <p>市と自治会等の地域団体が協働体制を築き、防災・減災対策が図れるよう自主防災組織の結成について働きかけてまいります。</p>

⑥	<p>【第2章 第2節】P31（自主防災組織育成計画・住民の役割）</p> <p>「…自治会・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに…」を「…自治会では速やかに自主防災組織を編成し、市当局に報告をするとともに…」にしたほうが良い。</p>	<p>上記と同じ理由により、現行の記載のとおりとします。</p>
⑦	<p>【第1章 第1節】P2（総則・計画の性格及び構成）</p> <p>「…その他関係機関及び住民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制」の「住民等が」を「住民及び各地区の自主防災組織が」にしたほうが良い。</p>	<p>住民等には各地区の自主防災組織も含まれると考えており、あえて別に表現する必要はないと考えます。</p>
⑧	<p>【第2章 第3節】P35（災害に強いまちづくり計画・住民の役割）</p> <p>「効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し…」の「住民が」を「各地区の自主防災組織が」にしたほうが良い。</p>	<p>現時点で全地域において自主防災組織が存在していないため、現行の記載のとおりとします。</p>
⑨	<p>【第3章 第10節】P179（避難所運営の留意点）</p> <p>「運営体制の構築を行い、各配置人員の役割を明確にする」を「運営体制の構築を行い、各地区の自主防災組織を含めた各配置人員の役割を明確にする」にしたほうが良い。</p>	<p>災害対策本部で運営する避難所に関し、自主防災組織を含め人員配置を明記することは難しいと考えます。</p>
⑩	<p>【第2章 第21節】P86（医師会との連絡体制の整備）</p> <p>14行目からの記載。一読すると郡市医師会が、医師と看護師両方を確保する様に読めるが、郡市医師会が確保するのは、医師のみになります。</p>	<p>記載から「看護師」を削除します。</p>
⑪	<p>【第3章 第10節】P183（避難所運営に伴う各機関への協力要請）</p> <p>7行目からの記載。関係機関の記載順ですが、新発田地域振興局健康福祉環境部、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部の順の方が良いかと思えます。</p>	<p>新潟県地域防災計画に準じ、現行の記載のとおりとします。</p>

⑫	<p>【第3章 第17節】P209（重傷者等の搬送）</p> <p>26行目からの記載。重傷者等の搬送に関し、ドクターヘリの記載も必要と思います。</p>	御指摘のとおり、「ドクターヘリコプター」を追加します。
⑬	<p>【第3章 第19節】P215～219（防疫及び保健衛生計画）</p> <p>検病調査の意味が分かりにくいと思います。県のHP及び広辞苑にもありません。感染症調査はいかがでしょうか。</p>	御指摘のとおり、記載を「感染症調査」に改めます。
⑭	<p>【第3章 第19節】P216（保健衛生対策）</p> <p>図の医師会の下に、ボランティアの受付とありますが、郡市医師会では対応不可能ということでした。</p>	「ボランティア受付」は削除します。
⑮	<p>【第3章 第30節】P253（遺体の検案及び処理）</p> <p>19行目。新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部の順の方が良いかと思います。</p>	新潟県地域防災計画に準じ、現行の記載のとおりとします。
⑯	<p>【第3章 第37節】P269（原子力災害応急対策）</p> <p>安定ヨウ素剤に関してですが、市で備蓄し、市長の判断で服用させることは不可能でしょうか。（国・県→市）</p>	<p>安定ヨウ素剤の備蓄は県の計画に基づくものとし、市の備蓄は考えていません。</p> <p>服用に関しては、国の指針に基づき国及び県の指示によるものとしします。</p>
⑰	<p>【全般】P86他</p> <p>文章中に、医師会、市医師会、地元医師会の記載がありますが、県医師会と記載すべきもの以外は、すべて郡市医師会と記載したほうが良いかと思います。</p>	県医師会と記載すべきもの以外は「郡市医師会」に改めます。

## 2 地域防災計画【地震災害対策編】

No.	提出いただいた意見の概要	市の考え方
①	<p>【第1章 第3節】P15（人的被害）</p> <p>月岡断層帯による地震の被害想定も必要であると思う。</p>	平成10年に県が作成した「新潟県地震被害想定調査報告書」によるものとしします。

### 3 地域防災計画【雪害対策編】

- ・意見なし

### 4 水防計画

No.	提出いただいた意見の概要	市の考え方
①	<p>【第3章 第1節】P13（重要水防区域）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1 直轄管理区間」とあるが「国直轄管理区間」又は「国土交通省直轄管理区間」としたかどうか。</li> <li>・重要水防箇所の現況及び予想される危険の中に堤防高不足、堤防断面不足で越水、決壊の危険とある場所が多いのに驚く。改修計画を知りたい。特に小浮、保田、南郷の海老渡樋門付近から下流は、昭和21年に決壊したところで河道が岸につきあたるので危険なところである。早急に改修してもらいたい。</li> <li>・近年河川砂利採取ができないので陸砂利が大和地方で採掘されている。小浮千唐仁間では堤防近くで採掘されたが、川の本流も岸边近くを流れ、間にある堤防基盤が地震などで緩むのではないかと心配である。山砂を埋めてみたり豪雨が続き続いた時は地震が発生し、液状化が起きては大変である。</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、記載を「国土交通省直轄管理区間」に改めます。</p> <p>なお、阿賀野川水系河川整備計画については、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所のホームページでご覧頂くことが可能です。</p>
②	<p>【第8章 第1節】P33（決壊の通報及び措置）</p> <p>決壊危険箇所が万一破れた場合の水の流れ、浸水地域などシュミレーションが必要と思われるが。</p>	<p>浸水区域などを記載した「阿賀野川洪水ハザードマップ」を平成19年度に全世帯配布しております。また、市のホームページでも同じものがご覧頂けます。なお、今回同時に改訂する阿賀野市地域防災計画の資料編にも掲載いたします。</p>
③	<p>【第10章 第2節】P37（公用負担）</p> <p>権限について、「(3)車両、その他の運搬具又は器具の使用」に舟を追加したかどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、「車両、船艇、その他の運搬具又は器具の使用」に改めます。</p>
④	<p>【資料編】P53（重要水防箇所判定基準）</p> <p>要注意区間欄にある「旧別跡」は「旧川跡」の誤りではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、記載を「旧川跡」に改めます。</p>

